

3 その他の手続き

(1) 環境負荷低減行動計画の策定

環境配慮書を提出している指定事業所のうち、次のいずれかに該当する指定事業所は、環境への負荷の低減に向けた中期的な行動計画（環境負荷低減行動計画）を策定し、「環境負荷低減行動計画書（第26号様式）」により提出しなければなりません。（条例第73条）

- ◎ 年間使用熱量が 8.4×10^{10} キロジュール以上の指定事業所又は別表1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉の焼却能力が1時間当たり5,000キログラム以上のものを設置する指定事業所
- ◎ 1日当たりの平均的な排水量が $1,000\text{m}^3$ 以上である指定事業所

該当する指定事業所には、計画書の作成に関する通知を送付しますので、所定の期日までに提出してください。

(2) 指定事業所の表示板の掲示

次に示す分類に係る指定事業所の許可を受けた場合、その指定事業所を設置しようとする場所の公衆の見やすいところに表示板を掲示しなければなりません。（条例第20条）

農業（もやし栽培農業に限る。）、製造業、電気業（発電所に限る。）、ガス業（ガス製造工場に限る。）、水道業（終末処理施設を設置するものに限る。）、情報通信業（新聞業及び出版業に限る。）、卸売・小売業（再生資源卸売業に限る。）、医療・福祉（保健衛生に限る。）、サービス業（他に分類されないもの）（一般廃棄物処理業（し尿処分業及びごみ処分業に限る。）、産業廃棄物処理業（産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業に限る。）、死亡獣畜取扱業、自動車整備業、機械修理業（電気機械器具を除く）、電気機械器具修理業及びと畜場に限る。）

【表示板（記載例）】

[第5様式]

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例指定事業所										
名	称	川崎産業株式会社 川崎工場								
所	在	地	川崎市〇〇区〇〇町〇〇番地							
許	可	年	月	日	及	び	許	可	番	号
		(届出年月日及び届出番号)		平成〇年〇月〇日		第〇〇号				
業	種		一般機械器具製造業							
区	域		準工業地域							
連	環	境	保	全	署	環境安全部 環境安全課				
	担	当	責			任	者	川崎太郎		
先	電	話	番		号	(044) 000-0000 内線000				

- 注1) 大きさは縦35cm以上、横45cm以上とすること
- 注2) 木材、金属その他の素材を用い、耐久性を持つように作成すること
- 注3) 区域の欄には、都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域又は同条第3項に規定する市街化調整区域の区分（当該区分が定められていない場合には、その旨）を記載し、市街化区域にあつては、同法第8条第1項第1号に規定する用途地域を記載すること